

I 政策評価の基本的な在り方

1 政策評価の導入

我が国の行政においては、従来、法律の制定や予算の確保などに重点がおかれ、政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき、政策を積極的に見直すための評価機能は軽視されがちであった。このため、政策の実施によりどのような効果が上がったかという情報が、十分に把握されていたとは言えず、また、行政の非効率に対する批判を招き、政策の実施効果に対する疑問がしばしば呈されてきた。

また、所掌する政策について、特に、なぜそのような政策が必要か、それがどのような効果を生み出し、どれだけの負担を必要とするか、ということが十分に説明されないままに実施に移されているという指摘もある。

さらに、厳しい財政事情の下、行政が利用する資源とその効果に対する国民の関心も高まってきている。そして、政策については、より少ない資源でより多くの効果を上げるようなものが求められている。

以上のような状況の下で、政策は適時的確にその効果が把握され、不断の見直しや改善が加えられていくことが求められている。このため、政策の効果に関し、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを企画立案やそれに基づく実施に反映させることにより、効率的で、かつ、成果重視の政策運営を実現することが期待されている。また、国民に対して政策の効果や問題点などを具体的に明らかにすることにより、政策の在り方についての国民的議論の喚起が期待される。

世界の主要諸国においても、膨大な行政の活動に対して、このような評価の重要性が認識され、様々な取組が行われてきている。

我が国においては、行政に対する上記のような要請にこたえるため、平成 13 年 1 月の中央省庁等の再編に伴い、政策評価制度が全政府的に導入されることとなった。この政策評価制度において、各府省は、その所掌する政策のうち、①新規に開始しようとするもの、②一定期間を経過して事業等が未着手又は未了のもの、③新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの、④社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるものなどについて評価を行うこととされている。